

龍トピア 短期入所生活介護 利用料概算（従来型個室）※2割負担

<単位：円>

（令和6年8月～）

(ア)第1段階：生活保護受給者または老齢福祉年金受給者（市町村民税世帯非課税）

区分	日額	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護給付の2割負担	食費	居住費	自己負担合計
要介護1	603	日額 18	日額 13	日額 89	1,446	日額 300	日額 380	2,126
要介護2	672			日額 98	1,603			2,283
要介護3	745			日額 109	1,769			2,449
要介護4	815			日額 118	1,929			2,609
要介護5	884			日額 128	2,086			2,766

(イ)第2段階：課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方（市町村民税世帯非課税）

区分	日額	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護給付の2割負担	食費	居住費	自己負担合計
要介護1	603	日額 18	日額 13	日額 89	1,446	日額 600	日額 480	2,526
要介護2	672			日額 98	1,603			2,683
要介護3	745			日額 109	1,769			2,849
要介護4	815			日額 118	1,929			3,009
要介護5	884			日額 128	2,086			3,166

(ウ)第3段階①：課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方（市町村民税世帯非課税）

区分	日額	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護給付の2割負担	食費	居住費	自己負担合計
要介護1	603	日額 18	日額 13	日額 89	1,446	日額 1,000	日額 880	3,326
要介護2	672			日額 98	1,603			3,483
要介護3	745			日額 109	1,769			3,649
要介護4	815			日額 118	1,929			3,809
要介護5	884			日額 128	2,086			3,966

第3段階②：課税年金収入額、非課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方（市町村民税世帯非課税）

区分	日額	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護給付の2割負担	食費	居住費	自己負担合計
要介護1	603	日額 18	日額 13	日額 89	1,446	日額 1,300	日額 880	3,626
要介護2	672			日額 98	1,603			3,783
要介護3	745			日額 109	1,769			3,949
要介護4	815			日額 118	1,929			4,109
要介護5	884			日額 128	2,086			4,266

(エ)第4段階：上記以外の方

※3食内訳（朝:300円　昼：650円　夕：495円）

区分	日額	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護給付の2割負担	食費	居住費	自己負担合計
要介護1	603	日額 18	日額 13	日額 89	1,446	日額 1,445	日額 1,231	4,122
要介護2	672			日額 98	1,603			4,279
要介護3	745			日額 109	1,769			4,445
要介護4	815			日額 118	1,929			4,605
要介護5	884			日額 128	2,086			4,762

注意事項(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

※介護予防短期入所生活介護費及び居住費について、当施設はご利用の居室により
多床室(相部屋)もしくは従来型個室の利用料金を適用しております。

※食費・居住費については、保険者(市町村)から介護保険負担限度額認定証が交付されている方に
つきましては、記載内容を確認し、上記(ア)～(エ)のご利用者負担のうち該当する段階で
ご利用料金をお支払いいただきます。

※当事業所は社会福祉法人等による利用者負担の軽減に取り組んでおります。上記(ア)～(エ)
の基本利用料【(介護予防)短期入所生活介護費+食費+居住費】について、保険者(市町村)から
社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証が交付されている方につきましては、記載内容を確認し、
当事業所はその減額割合に基づき、利用料等の軽減をいたします。

※送迎を希望される場合は、片道:184円をご負担頂きます。

※当該サービスを長期に亘り利用される方(自費利用などを含め、連続して30日を超える利用者)
については、介護保険制度上の減算対象となり、サービス利用料が一日につき30単位減算 されます。